

フレンドシップ協定書

北海道江別市（以下「甲」という。）と株式会社北海道日本ハムファイターズ（以下「乙」という。）及び株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテイメント（以下「丙」という。）は、甲、乙及び丙（以下「三者」という。）が有する特徴ある資源や取り組みを持って連携し、互いの発展のため協働するパートナーとして、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、三者が相互に連携し、協力することにより、江別市におけるスポーツ振興、青少年健全育成、食育及び健康増進、地域資源の活用並びに地域活性化を図ることを目的とする。

第2条（連携及び協力事項）

三者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- 1 江別市の野球少年・少女を対象とした野球教室を年1回開催すること。また、少年少女の野球に携わる指導者に対し、技術指導等に関する助言の機会を設けること。
- 2 日本ハムグループとしての食育活動を踏まえ、地域の青少年、子ども食堂その他これに類する施設又は団体への食料品の贈呈等、食に関する支援を行うこと。また、必要に応じて食育及び栄養に関する啓発活動を実施すること。
- 3 江別市の地域特性、産業、食文化、自然環境その他の地域資源を活かしたイベント、情報発信及び交流事業等について、今後協議のうえ実施すること。
- 4 甲の健康増進施策に関連し、乙及び丙は、健康づくり、運動習慣づくり及び食と健康に関する取組について、可能な範囲で協力すること。
- 5 甲の市立病院、保健センターその他関係機関、学校及び地域団体等との連携について、今後協議のうえ、必要に応じて実施すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、三者が必要と認める事項については、誠意をもって協議し、別途定めるものとする。

第3条（実施方法）

- 1 本協定に基づく具体的な事業は、三者協議のうえ、年度ごと又は必要に応じて個別に定める。
- 2 事業の実施に当たり費用負担が生じる場合は、その負担区分を含め、事前に協議のうえ決定する。
- 3 実施内容、時期、回数、対象者その他必要な事項は、今後協議のうえ決定する。

第4条（情報の管理）

三者は、本協定に基づく連携及び協力を行う上で、お互いが知りえた情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に保管及び管理し、本協定の有効期間及び期限終了後においても、第三者（乙及び丙においては、日本ハム株式会社を除く）に開示し、漏洩しないものとする。

第5条（有効期間）

本協定の有効期間は、締結日から2029年9月30日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに三者いずれからも特段の申出がないときは、必要に応じて協議のうえ対応を決定する。

第6条（協議）

本協定の実行に際し、最低年2回は打ち合わせを行い、本協定の維持・向上に努めるものとする。また、本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、三者誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年9月29日

北海道江別市高砂町6番地

甲 江別市

江別市長 後藤 好人

北海道北広島市Fビレッジ1番地

乙 株式会社北海道日本ハムファイターズ

代表取締役社長 小村 勝

北海道北広島市Fビレッジ1番地

丙 株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテインメント

代表取締役社長 前沢 賢